

第1回ワーキンググループで出された ご意見の確認

平成27年 10月 16日(金)



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

第1回ワーキンググループでの指摘事項について

- 第1回ワーキンググループ及び、その後個別にいただいた意見を、以下の5つの枠組みに整理。
- それぞれについて、既存資料等を参考に新取組指針(案)として反映作業を実施中。
- 本日は、新取組指針(案)に盛り込むべき内容について、ご意見をいただきたい。

第1回ワーキンググループでの主なご指摘・ご意見の枠組み

(1) 東日本大震災の教訓を生かす事

(4) 福祉避難所の質の向上に関する課題

- 要配慮者の移送・避難に関する事
- 福祉避難所でのケアを行う専門職の確保

(2) 福祉避難所の対象範囲・位置づけに関する事

(5) マニュアルの整理、訓練等の定着化に関する課題

(3) 災害の規模・種類に応じた検討

他の資料等を参考に対応可能な事項については
新取組指針へ反映作業中

反映している内容について後日、
ご確認いただけるように送付(予定)

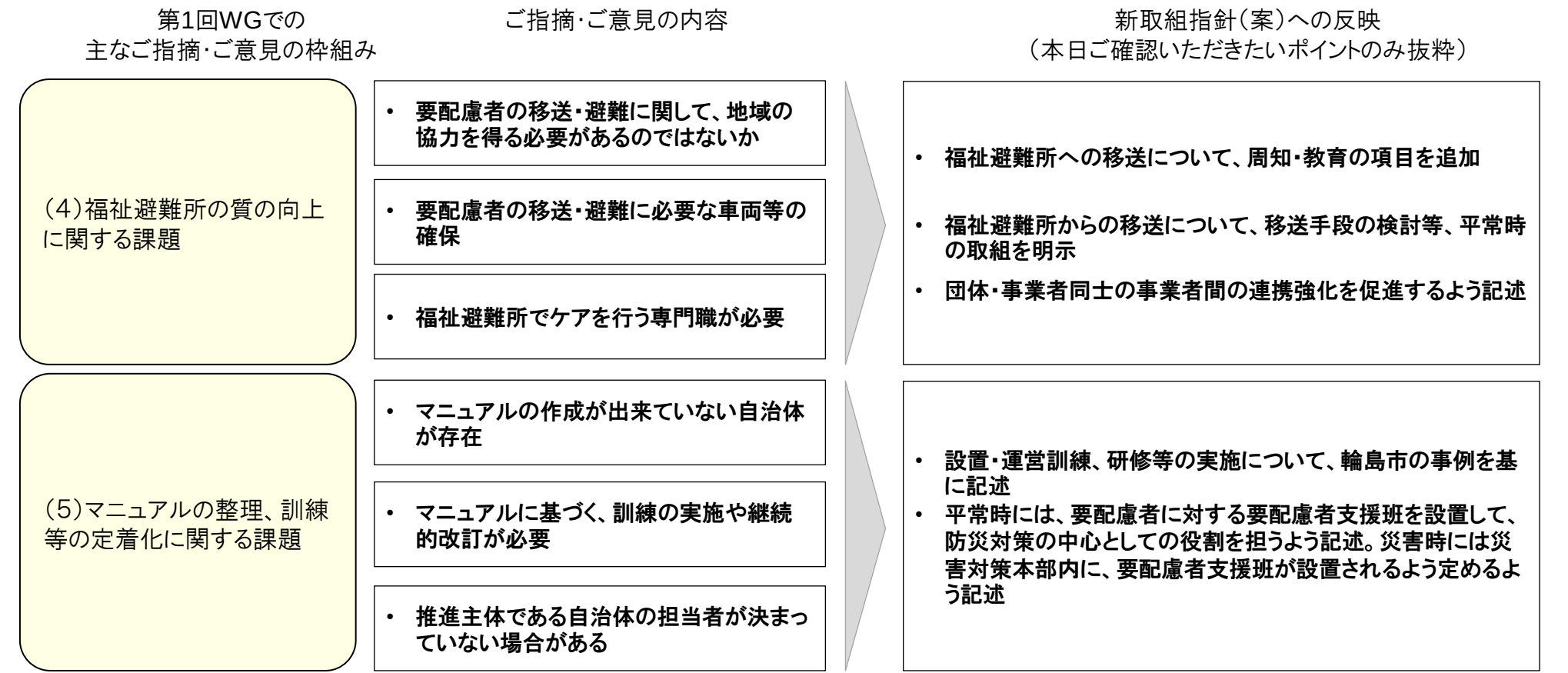
主なご指摘・ご意見の内容と反映状況①

- 第1回WGでの主なご指摘・ご意見の内容とその反映状況については以下のとおり。
- 詳細の記述は新取組指針(案)に反映中。

第1回WGでの 主なご指摘・ご意見の枠組み	ご指摘・ご意見の内容	新取組指針(案)への反映 (本日ご確認いただきたいポイントのみ抜粋)
(1)東日本大震災の教訓を生かす事	- 福祉避難所では、対象者が抱える多様なニーズに対応する必要がある - 要配慮者のニーズの把握、情報共有が重要である - 福祉避難所の概念、存在の周知が必要	- 平時から要配慮者支援班を設置し、要配慮者に対する防災対策の中心としての役割を担うよう記述 - 関係部局間との情報共有の必要性について記述 - 災害時に、被災者のニーズに応じて専門職による支援を実施し、平常時にはそのための連携を強化する旨記述
(2)福祉避難所の対象範囲・位置づけに関する事	- 福祉避難所の対象者の把握が出来ていない - 対象者の介護ニーズの前倒しを防ぐ - 避難所はあくまで一時的な場所として位置づけるべき	- 福祉避難所の対象者の判断基準の設定と、関係者間での共有について言及 - 福祉避難所における支援の際には、対象者の自立を損なわないような支援とするよう、留意を促す - 開設期間を原則として7日以内とし、早期退所を促すよう記述を維持
(3)災害の規模・種類に応じた検討	災害の規模や種類によっても対応が異なるのではなか	被災生活の長期化の場合や、域内での対応が難しい場合を想定して、域外の市区町村、関係団体等との協力関係が必要である旨記述

主なご指摘・ご意見の内容と反映状況②

- 第1回WGでの主なご指摘・ご意見の内容とその反映状況については以下のとおり。
- 詳細の記述は新取組指針(案)に反映中。



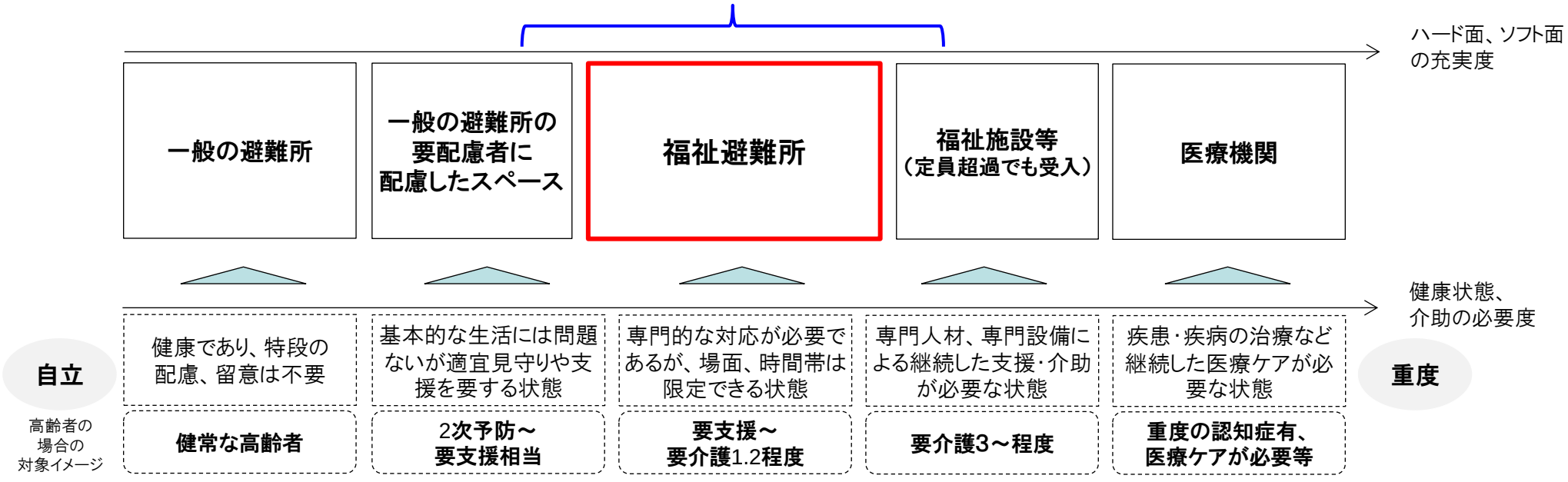
- ・ 法令等を考慮すると、福祉避難所の定義・対象としては以下のようなイメージとなる。
- ・ しかし、災害の状況やそれまでの準備状況によって明確に線引きできない部分も想定されるため、WGでの議論については、やや幅広の対象を想定している。新取組指針では福祉避難所の定義を示したうえで、基本的に対応すべき対象を明示したい。

法令上の福祉避難所の定義

2 救助の種類別留意事項 (1) 収容施設の供与 ア 避難所
 (オ) 福祉避難所の対象者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、「避難所」での生活において特別な配慮を要する者であること。
 また、福祉避難所における特別な配慮のために必要となる費用とは、概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員等を配置するための費用、高齢者、障害者等に配慮した簡易便器等の器物の費用及びその他日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の費用とすること。

昭和40年05月11日 社施第99号「災害救助法による救助の実施について」

明確に切り分けできない側面もあり、議論はやや幅広に行うことを想定



- 福祉避難所の定義・対象について、新取組指針(案)では以下の通り記述している。
 - 「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」における記述を踏襲
 - 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」での方針を踏まえて、在宅避難をする要配慮者を対象に追加

新取組指針(案)における記述案

4 福祉避難所の対象者

4.1 福祉避難所で避難生活を送る対象者

福祉避難所の対象は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者である。

介護認定を受けている者又は被災後介護認定を受けた者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を図ることになる。

なお、災害時における要配慮者の避難生活場所については、在宅・指定避難所・福祉避難所・緊急入所先等が考えられるが、避難生活中の要配慮者の身体状態等の変化に留意し、必要に応じて福祉避難所への入所や緊急入所等を図るなど、適切に対応する必要がある。

4.2 在宅避難をする要配慮者

避難所の運営に当たり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とすることが適切である。

